

I 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波の被害状況等

1 地震の概要

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震

- (1) 発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃
 (2) 震央地名 三陸沖(北緯 38.1 度、東経 142.9 度)
 (3) 震源の深さ 24 km
 (4) 規模 マグニチュード 9.0 (暫定値)
 (5) 本県の震度
 震度 6 弱 大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市
 震度 5 強 宮古市、山田町、盛岡市、八幡平市、北上市、遠野市、平泉町
 震度 5 弱 久慈市、普代村、野田村、二戸市、雫石町、葛巻町、岩手町、軽米町、紫波町
 (6) 津波 11 日 14 時 49 分 大津波警報発表
- | | 第一波 | 最大波 |
|-----|------------------------|------------------------|
| 宮古 | 11 日 14 時 48 分 押し 0.2m | 11 日 15 時 26 分 8.5m 以上 |
| 釜石 | 11 日 14 時 45 分 引き 0.1m | 11 日 15 時 21 分 4.1m 以上 |
| 大船渡 | 11 日 14 時 46 分 引き 0.2m | 11 日 15 時 18 分 8.0m 以上 |
- 12 日 20 時 20 分 津波警報に切替
 13 日 7 時 30 分 津波注意報に切替
 13 日 17 時 58 分 津波注意報解除

宮城県沖を震源とする余震

- (1) 発生日時 平成 23 年 4 月 7 日 23 時 32 分頃
 (2) 震央地名 宮城県沖(北緯 38.2 度、東経 141.9 度)
 (3) 震源の深さ 66 km (暫定値)
 (4) 規模 マグニチュード 7.1 (暫定値)
 (5) 本県の震度
 震度 6 弱 大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、奥州市
 震度 5 強 盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、遠野市
 震度 5 弱 宮古市、久慈市、紫波町
 (6) 津波 7 日 23 時 34 分 津波注意報発表(岩手県)
 8 日 0 時 55 分 津波注意報解除(〃)
 (7) 避難指示等
 避難指示 釜石市 [発令] 7 日 23 時 34 分 [解除] 8 日 0 時 55 分
 避難勧告 大船渡市 [発令] 7 日 23 時 34 分 [解除] 8 日 0 時 55 分
 普代村 [発令] 7 日 23 時 34 分 [解除] 8 日 1 時 20 分
 野田村 [発令] 7 日 23 時 37 分 [解除] 8 日 0 時 57 分
 釜石市 [発令] 8 日 09 時 15 分 [発令世帯数] 2 世帯 3 名
 [原因] 土砂崩れのため
 自主避難 洋野町 200 名、久慈市 335 名、田野畑村 40 名→全員帰宅済み

2 被害の状況

	死亡(名)	行方不明者(名)	全壊(件)	全焼(件)	半壊(件)
矢巾町	0	1	2	0	0
花巻市	0	0	2	0	7
北上市	0	0	0	1	1
遠野市	0	2	0	0	0
西和賀町	0	0	1	0	0
奥州市	0	0	0	0	1
一関市	0	0	9	0	6
藤沢町	0	0	0	0	1
大船渡市	294	195	2,146	0	605
陸前高田市	1,295	1,125	3,622	0	194
住田町	0	2	0	0	0
釜石市	726	596	3,188	0	(調査中)
大槌町	634	1,007	(調査中)	0	(調査中)
宮古市	402	682	3,669	0	2,766
山田町	535	378	2,513	0	(調査中)
岩泉町	6	0	112	0	34
田野畑村	14	24	197	0	37
久慈市	2	2	271	0	450
洋野町	0	0	10	0	16
野田村	37	0	304	0	171
普代村	0	1	0	0	0
九戸村	0	2	0	0	0
	3,945	4,017	16,046	1	4,289

※1 死亡、行方不明者はH23.4.16 災害対策本部発表値（被害にあった場所の市町村を基準に計上しているもの）

※2 全壊、全焼、半壊は市町村報告による数値

3 避難の状況（H23.4.16 災害対策本部発表）

- (1) 避難所 382箇所
- (2) 避難者数 44,328名

4 ライフラインの状況（H23.4.16 災害対策本部発表）

- (1) 停電 1,829戸
- (2) ガス供給停止 869戸
- (3) 断水 8,125戸
- (4) 電話不通 3,232回線

II 義援金の受付状況

1 義援金受付の根拠

<根拠>

岩手県地域防災計画第3章 災害応急対策計画

第3の2の(1)

(1) 義援金の受付

- 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し決定する。

※ 今般の災害では日本赤十字社岩手県支部、岩手県共同募金会は県単位での義援金の募集を実施しないこととなり、岩手県が県民被災者のための義援金の募集主体となった。

2 義援金の受付状況（募集主体別の状況）

(1) 全国レベルで集約した義援金

いずれも東日本大震災の被災者向けに義援金を募ったもの。

募集主体	集約額（23.4.6 現在）
日本赤十字社本社	1,082.3億円
中央共同募金会（NHKが扱ったもの含む）	201.5億円
計	1,283.8億円

(2) 県が集約した義援金

県民被災者向けに義援金を募ったものである。小口で多数の件数を扱うため岩手県災害義援金募集委員会を設置し管理している。

平成23年4月14日現在集約額 6,232,176千円余（約62.3億円）